

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

令和3年10月22日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100229号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100107号

第1 結論

- 1 請求者のA社における昭和55年8月1日から昭和56年1月31日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和55年8月から同年12月までの標準報酬月額については、9万8,000円から16万円とする。

昭和55年8月から同年12月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 2 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和56年1月31日から同年2月1日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

昭和56年1月31日から同年2月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和55年8月1日から昭和56年1月31日まで
② 昭和56年1月31日から同年2月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間①に係る標準報酬月額が実際の報酬額と相違している。また、請求期間②に係る厚生年金保険被保険者記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、請求者の同社における当該期間に係る標準報酬月額は、当初16万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和56年1月31日より後の同年4月16日付けで、昭和55年8月の随時改定の記録が取り消された上で、同年8月1日に遡って9万8,000円に減額処理されていることが確認できる。

また、複数の同僚についても請求者と同様に遡及訂正処理が行われているところ、複数の同

僚が、A社は、請求期間当時大変苦しい経営状態で給与の遅配もあった旨回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、昭和56年4月16日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものととは考え難く、請求者について昭和55年8月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由はなく、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た上記減額処理前の厚生年金保険の記録から、16万円に訂正することが必要である。

2 請求期間②について、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、請求者の厚生年金保険被保険者資格は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日と同日に喪失しており、その処理日は、請求期間①に係る標準報酬月額の遡及減額処理が行われた昭和56年4月16日と同日であることが確認できる。

また、上記事業所別被保険者名簿によると、請求者と同様に、昭和56年4月16日付けで同年1月31日に遡って厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が行われている者が7人確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は昭和59年12月2日に解散しており、請求期間②は法人事業所であることが確認できる上、当時の厚生年金保険法では、法人の事務所（事業所）であって常時5人以上の従業員を使用する場合には、厚生年金保険の適用事業所となることから、請求期間②については、雇用保険の記録によると5人の従業員が継続して勤務していることが確認できることから、同社は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められ、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、請求者に係る雇用保険の加入記録、同僚の陳述及び請求者の主張から、請求者は請求期間②においてA社に在籍していたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者について、昭和56年1月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和56年2月1日とすることが妥当である。

また、昭和56年1月の標準報酬月額については、上記1の減額処理前の厚生年金保険の記録から、16万円とすることが必要である。